

社会福祉法人緑風会 指定地域密着型通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人緑風会（以下、「事業者」という。）が設置する指定地域密着型通所介護事業所「デイサービスセンターしいの木の郷」（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下指定地域密着型通所介護従事者」という。）が要介護状態にある高齢者に対して、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的精神的負担軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定して計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の対場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者や保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地、事業単位、定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター しいの木の郷
- 二 所在地 埼玉県三郷市番匠免 1-314
- 三 事業単位 1単位
- 四 定員 18人（地域密着型）

(主たる事業所の従事者の職種、員数、職務内容)

第4条 主たる事業所に勤務する従事者の職種、員数、権限、職務内容は次のとおりとする。又、各従事者が一体となり、協力して職務に当たるものとする。

- 一 管理者 1名（常勤職員1人、介護老人福祉施設しいの木の郷施設長兼務）
管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うと共に従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行うものとする。

- 二 生活相談員 1名以上（常勤職員1人以上）
生活相談員は、指定地域密着型通所介護の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成、各関係機関との連絡調整、職員に対する技術指導を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護及び家族からの相談に応じる等、必要な業務の提供にあたる。
- 三 看護職員 1名以上（常勤職員及び非常勤職員）
看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 四 介護職員 常勤換算1.4名以上（常勤職員1人以上及び非常勤職員）
介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護及び援助を行う。
- 五 機能訓練指導員 1名（看護職員兼務）
機能訓練指導員は、身体機能の減衰を防止するための訓練、助言を行う。
- 六 管理栄養士及び栄養士（常勤職員・嘱託含む）
管理栄養士・栄養士は、調理の他、給食の献立の作成、利用者の栄養指導を行う。
- 七 運転手 1名以上（委託を含む）
運転手は、利用者の送迎業務のほか、通所介護の提供に従事する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- 三 提供時間 午前9時から午後4時までとする。

（サービス提供の内容）

第6条 指定地域密着型通所介護の提供は、居宅サービス計画書に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合には居宅サービス計画書作成前でもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 一 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護
- 二 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して必要な入浴サービスを提供する。
衣類着脱の介助、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助
- 三 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。
食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

四 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を維持・向上するための訓練を行う。

五 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるようアクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

レクリエーション、音楽活動、制作活動、体操、行事的活動など

六 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車輛には従事者が添乗して必要な介助を行う。送迎、移動・移乗動作時の介助など

七 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談、助言を行う。

八 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者その家族に対し提供方法等について理解しやすいように説明を行う。また常に利用者の心身の状況を的確に把握し、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。特に、認知症の状態にある利用者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(個別援助計画の作成等)

第7条 指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況ならびに家族等介護者の状況を十分に把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合はその内容に沿った通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
- 3 従事者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況、評価等を記録する。

(指定通所介護の利用料等及び支払い方法)

第8条 指定地域密着型通所介護の利用料は厚生大臣が定める基準によるものとし、別紙料金表により、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - 一 次に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用
 - ① 地域を越えた地点から片道10km未満 1,000円
 - ② 地域を越えた地点から片道10km以上 3,000円
 - 二 食材料費 1食当たり(おやつ代含む) 800円

三 おむつ代 実費

四 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

五 キャンセル料

① 利用日前日17時までに連絡を受けた場合 無料

② 利用日当日8時までに連絡を受けた場合 一日の利用料の50%

③ 利用日当日8時までに連絡がなかった場合 一日の利用料の100%

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

4 利用者は、当センターの定める期日までに、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、三郷市とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 従事者はサービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医や家族に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡すると共に、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第12条 指定地域密着型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 指定地域密着型通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言指導を求めるものとする。

(苦情処理等)

第13条 管理者は、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するための担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講

じ、利用者及び家族に懇切丁寧に説明するものとする。また、それに対しては文書で記録し保管する。又、当該市町村や国保連の調査に協力すると共に、指導助言を受けた場合はその通達に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、利用者の個人情報に関して「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が知り得た利用者の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族や代理人の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待防止の為の指針の策定
 - 二 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - 三 理事長を代表者とする虐待防止委員会の定期的な開催。職員がその議事録の閲覧がいつでもできるよう配置する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置 担当者：管理者
 - 五 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 六 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(地域との連携について・運営推進会議)

- 第16条 指定地域密着型通所介護事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定)

第17条 当事業所は感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスの提供継続的に実施する為の及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定する。またその計画に基づいて訓練・研修等の必要な措置を講じ、必要であれば計画の変更や修正を検討していく。

(身体拘束等の適正化)

第18条 当事業者は身体拘束等の適正化の為に次の措置を講じる。

1. 身体拘束等の適正化の為の指針の策定
2. 理事長を代表とする身体拘束適正化委員会の定期定な開催。職員がその議事録の閲覧がいつでもできるよう配置する。
3. 従業員に対して身体拘束等の適正化の為の研修を定期的に実施する。
4. 生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を禁止し行う場合はその様態・時間・対象者の心身の状況とその理由を記録しなければならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第19条 利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護従事者に連絡し心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2 利用者は、事業所内において利用者間での金銭・物品の授受や従事者への譲渡および宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為を禁止するものとする。それらの行為が確認された場合には、サービス提供の中止や契約の終了等を検討及び履行するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 当事業所は、従事者の質的向上を図るための研修を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上実施する
- 2 秘密の保持
 - 一 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
 - 二 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
 - 3 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込についてのサービスの選択に資するよう努める。
 - 4 正当な理由なく、地域密着型通所介護サービスの提供を拒まないものとする。
また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら指定地域密着型通所介護を提供する

ことが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。

- 5 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行い、必要に応じて更新申請も視野に入れて援助を行う。
- 6 利用者の要介護認定などにつき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定地域密着型通所介護サービスを提供する。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人緑風会理事長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 29年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 12月 1日から施行する。